

2019年4月12日 全14頁

家計の実質可処分所得の推計(2011～2018年)

なぜ、マクロでは実質可処分所得が増加しているのに実感がないのか

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

[要約]

- 2018年分までの賃金統計等をもとに、2011～2018年のモデル世帯の家計の実質可処分所得の推移を推計した（以前のレポートに加え、2018年分を新たに推計した）。
- 2018年は、設定した5つのモデル世帯すべてで実質可処分所得が増加し、2014年以後の増加トレンドが継続している。現役世帯全体を概観すると、平均値としては2018年時点で2011年と同水準以上の実質可処分所得を確保しているものと考えられる。
- もっとも、30代以上の世帯における実質可処分所得の平均値の増加は、専業主婦だった妻がパートや正社員として働くなど「女性の働き方」が変わった少数の世帯による大幅な実質可処分所得の増加によりもたらされており、「女性の働き方」が変わらない多数の世帯における実質可処分所得は若干減少している。
- このため、マクロで見た（加重平均値の）実質可処分所得は増加しているものの、多くの世帯では暮らし向きが改善した実感を持ってないという状況になっている。

[目次]

はじめに～試算の見方	2ページ
1. 推計結果の概要	4ページ
2. 賃金・就業率の動向	7ページ
3. ケース①20～24歳単身男性・ケース②20～24歳単身女性	11ページ
4. ケース③30～34歳4人世帯（子ども4歳・1歳）	12ページ
5. ケース④40～44歳4人世帯（子ども12歳・9歳）	13ページ
6. ケース⑤50～54歳4人世帯（子ども20歳・17歳）	13ページ

※ 本レポートは、2018年3月20日公表のレポート「賃上げは増税・物価上昇に追いついてきたか」を改訂したものである。

はじめに～試算の見方

モデル世帯における「実質可処分所得」を見ることの重要性

大和総研が2018年3月に公表した「賃上げは増税・物価上昇に追いついてきたか」のレポートでは、2017年分までの賃金・物価等の統計をもとに、2011年から2017年までのモデル世帯の実質可処分所得の推移を推計した¹。本レポートでは、2018年分までの賃金・物価等の統計をもとに、2011年から2018年までのモデル世帯の実質可処分所得の推移を再推計する。

家計の暮らし向きを判断する際に、本レポートでは「実質可処分所得」という指標を用いる。

「可処分所得」とは、会社員の場合、税引き前の給与収入から、所得税、住民税、社会保険料を差引き、児童手当（子ども手当）を足した金額である。可処分所得が多くなるほど、自由に使えるお金が増えて、生活に余裕ができる。

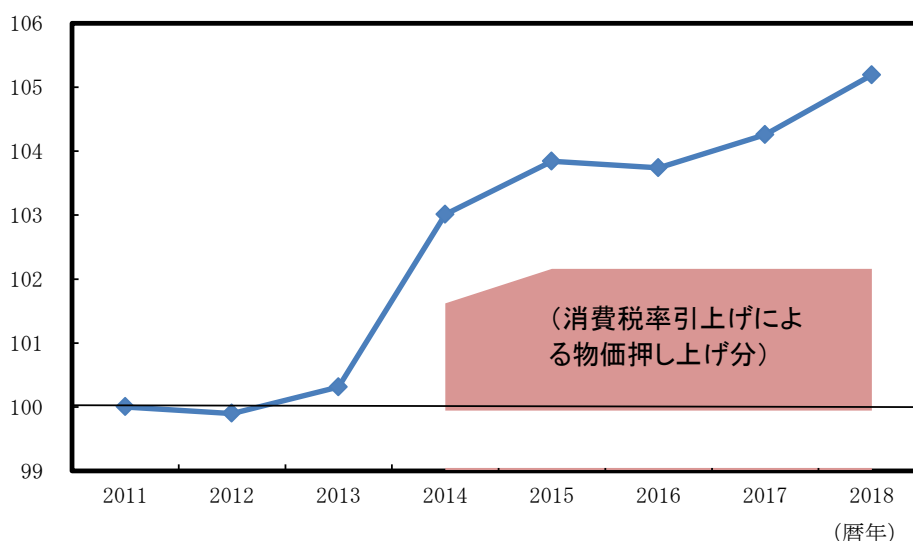
$$\text{可処分所得} = \text{税引き前の給与収入} - (\text{所得税} + \text{住民税} + \text{社会保険料}) + \text{手当}$$

さらに、可処分所得を基準時点（ここでは2011年時点）の物価に換算し、どの程度のモノやサービスが購入できるかを比較できるようにしたものが実質可処分所得である。

$$\text{実質可処分所得} = \text{可処分所得} \times \frac{\text{基準年(2011年)の物価水準}}{\text{分析する年の物価水準}}$$

物価水準は、総務省が公表する「消費者物価指数(CPI)総合」を用いた。CPI総合は2011年から2018年にかけて5.19%上昇しており、うち2.16%ptが消費税増税によるもの、3.03%ptが消費税増税以外の要因によるものである（図表1）²。

図表1 消費者物価指数(CPI)総合の推移(2011年=100)



(出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに大和総研作成

¹ 是枝俊悟「賃上げは増税・物価上昇に追いついてきたか」(2018年3月28日発表、大和総研レポート)。以下、前回レポートと呼ぶ。

² 近藤智也・他「日本経済中期予測(2013年2月)」(2013年2月4日発表、大和総研レポート)をもとに、消費税増税1%ptの引上げによるCPI総合の押し上げ効果を0.72%とした。

モデル世帯の設定

モデル世帯の世帯構成は、ケース数を絞りつつ現役世代のうち幅広い年齢・性別の賃金動向をカバーするため、①20～24歳単身男性、②20～24歳単身女性、③30～34歳4人世帯、④40～44歳4人世帯、⑤50～54歳4人世帯の5ケースとした。20代～50代のうち10歳代ごとに賃金変動率の動向に近い関係にあるため、10歳代ごとの前半をモデルにとることで分析するケース数を絞っている。③～⑤について、夫婦の年齢は同じ年齢階級（5歳刻みの範囲）に収まるものとし、夫婦の年齢に合わせて子どもの年齢を次の図表2のように設定した。

働き方については、夫(男性)については、調査年および年齢階級による就業率や正規比率の違いがあまり見られないため、全員を「正社員」と設定した。

図表2 試算におけるモデル世帯の設定

ケースNo.	ケース名	(夫婦の)年齢	子どもの年齢	夫(男性)の働き方	妻(女性)の働き方	加重平均時のウエイト
①	20～24歳単身男性	20～24歳	-	正社員	-	-
②	20～24歳単身女性			-	正社員	-
③	30～34歳4人世帯	30～34歳	4歳と1歳	ケース3A～3Cを下記ウエイトで加重平均		
3A	30～34歳正規共働き4人世帯			正社員	正社員	女性就業率×正規比率
3B	30～34歳パート共働き4人世帯				パート	女性就業率×非正規比率
3C	30～34歳片働き4人世帯				専業主婦	女性無業率
④	40～44歳4人世帯	40～44歳	小6(12歳)と小3(9歳)	ケース4A～4Cを下記ウエイトで加重平均		
4A	40～44歳正規共働き4人世帯			正社員	正社員	女性就業率×正規比率
4B	40～44歳パート共働き4人世帯				パート	女性就業率×非正規比率
4C	40～44歳片働き4人世帯				専業主婦	女性無業率
⑤	50～54歳4人世帯	50～54歳	大2(20歳)と高2(17歳)	ケース5A～5Cを下記ウエイトで加重平均		
5A	50～54歳正規共働き4人世帯			正社員	正社員	女性就業率×正規比率
5B	50～54歳パート共働き4人世帯				パート	女性就業率×非正規比率
5C	50～54歳片働き4人世帯				専業主婦	女性無業率

(注1) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による「一般労働者」を「正社員」とみなし、同調査の「短時間労働者かつ非正社員」を「パート」とみなす。なお、前回レポートでは同調査の「短時間労働者」を「パート」とみなしており、参照する賃金額を変更している(詳細は9ページ脚注5)。

(注2) 「女性就業率」は総務省統計局「労働力調査」による。

(注3) 「正規比率」および「非正規比率」は総務省統計局「労働力調査」における雇用者のうち「正規の職員・従業員の比率」および「非正規の職員・従業員の比率」をいう。

(出所) 大和総研作成

妻(女性)については、年齢階級ごとに就業率や正規比率が大きく異なり、かつ経年変化も大きい。このため、②20～24歳単身女性は「正社員」とする一方、③～⑤においては「正社員」「パート」「専業主婦」の3ケースを想定した上で、それぞれのケースの構成比(図表2の算式で推計)でウエイトをつけて加重平均した。

それぞれのケースにおける給与水準は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」における男女別・年齢階級別・正社員/パート別の各年の平均額³を用いた。

³ 正社員(一般労働者)は「きまって支給する現金給与額(月額)×12+年間賞与その他特別給与額」、パート(短時間労働者かつ非正社員)は「実労働日数(月あたり)×12×1日当たり所定内実労働時間数×1時間当たり所定内給与額」によって求めた。

1. 推計結果の概要

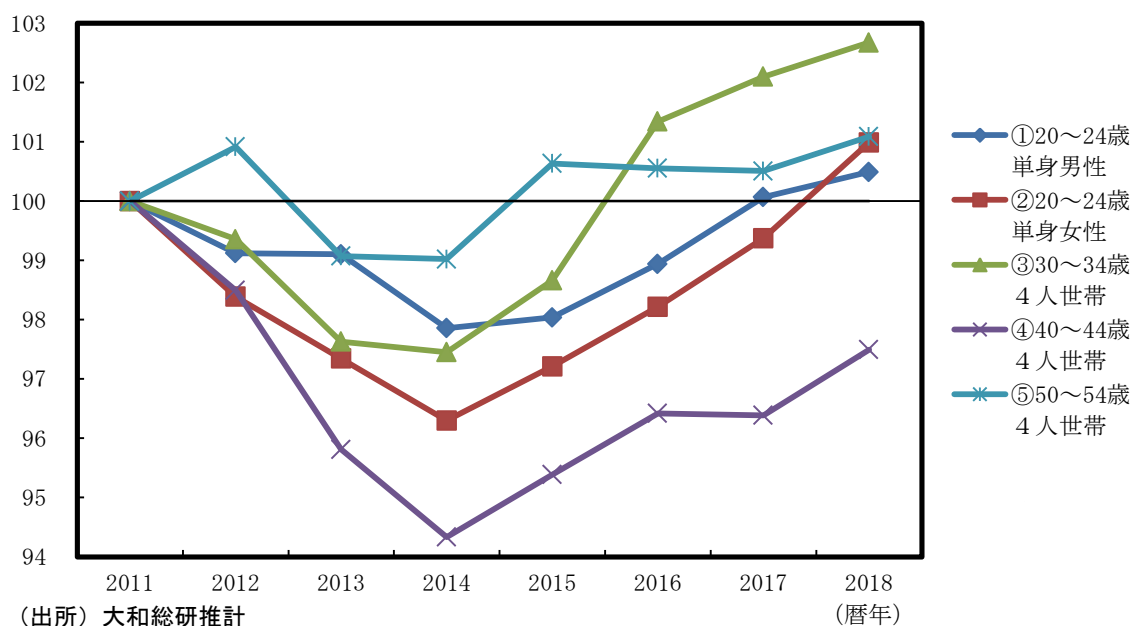
全体のトレンド

モデル世帯別の 2011 年を基準とした実質可処分所得の推移は図表 3 のように推計された。

①～⑤までの 5 つのケースを概観すると、2011 年から 2014 年にかけては世帯年収の増加が消費税率引上げなどによる負担の増加に追いつかず実質可処分所得が減少傾向にあった。しかし、2014 年以後は負担増を上回るペースで世帯年収が増加することにより実質可処分所得が増加するトレンドにある。2017 年から 2018 年にかけては、ケース①～⑤のすべてで実質可処分所得が増加しており、2014 年以後のトレンドが継続しているものと言える。

2018 年の実質可処分所得の水準を 2011 年時点と比較すると、ケース①・②・③・⑤においては 2018 年時点で 2011 年の水準を上回っている（ケース②の 20～24 歳単身女性については 2018 年に 7 年ぶりに 2011 年の水準を上回った）。ただし、ケース④の 40～44 歳 4 人世帯においては、2018 年時点においてもなお、2011 年の水準まで回復していない（2011 年を 100 として 97.5 の水準にとどまる）。

図表3 モデル世帯別の実質可処分所得の推移(2011年=100とした指数)



実質可処分所得の増加要因

ケース①の 20～24 歳単身男性とケース②の 20～24 歳単身女性については、2011 年から 2018 年にかけての賃金の上昇分が、消費税増税を含む物価上昇などの負担の増加分を上回ったことにより、実質可処分所得が増加している。

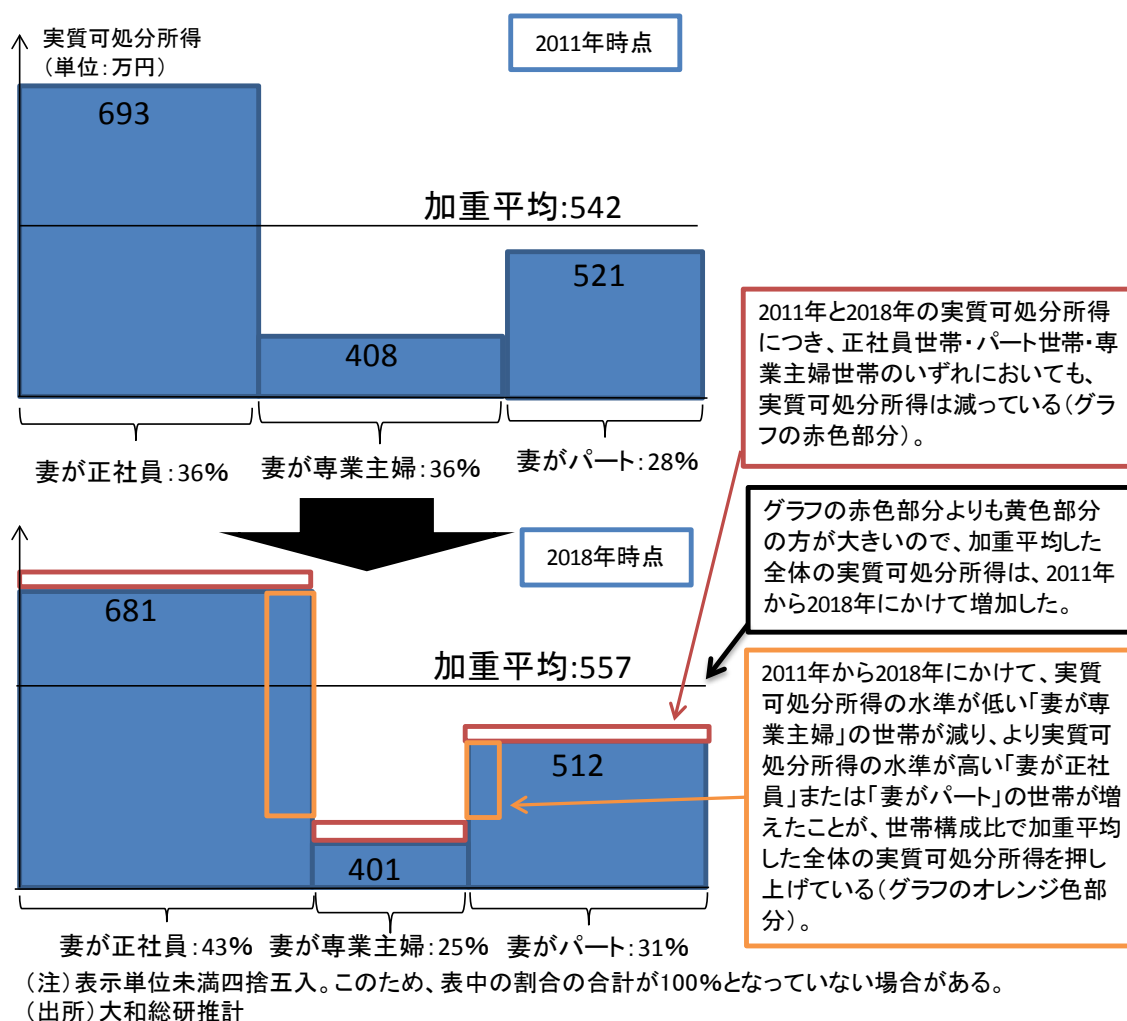
他方、ケース③の 30～34 歳 4 人世帯とケース⑤50～54 歳 4 人世帯について「妻が正社員」、「妻がパート」・「妻が専業主婦」の 3 つのケースそれぞれについて実質可処分所得の変化を見る

と、いずれのケースにおいても、2011年から2018年にかけて実質可処分所得は減少している。すなわち、「妻が正社員」、「妻がパート」、「妻が専業主婦」のいずれの世帯においても、この間の賃金の増加分は消費税増税を含む物価上昇などの負担の増加分に追いついていない。

それにもかかわらず、働き方別の3ケースを加重平均した全体において、ケース③の30～34歳4人世帯とケース⑤50～54歳4人世帯がいずれも2011年から2018年にかけて実質可処分所得が増加しているのは、ケースごとの構成が変化しているためである。

この点を分かりやすく図示したものが、図表4である。

図表4 ケース③30～34歳4人世帯の2011年→2018年の実質可処分所得変化の概念図



ケース③の30～34歳4人世帯において、2011年から2018年にかけて、妻が専業主婦の世帯比率が11%pt低下し、妻がパートの世帯比率が3%pt、妻が正社員の世帯比率が7%pt上昇した。構成比の差分を求めると、1割ほどの世帯において、専業主婦だった妻がパートや正社員として働き始めた計算になる⁴。専業主婦だった妻が働き出したり、パートで働いていた妻が正社

⁴ 実際には、2011年時点と2018年時点のそれぞれにおける30～34歳の世帯どうしを比較している。このため、1割ほどの世帯が、従来であれば妻が専業主婦となるはずだったが、正社員やパートとして働く(働き続ける)ようになってきたという解釈もできる。

員となった世帯においては実質可処分所得が大幅に増加する。

他方で、残りの9割ほどの世帯においては「妻が正社員」、「妻がパート」、「妻が専業主婦」のいずれかのまま変化しておらず、これらの世帯では（もちろん個別の世帯においては賃金の増減はあるだろうが、平均として）実質可処分所得は若干減少している。

このため、マクロで見た（加重平均値の）実質可処分所得は増加しているが、多くの世帯では暮らし向きが改善した実感を持ってないという状況になっている。

図表5 モデル世帯別・実質可処分所得の推計結果(単位:万円)

ケース	年齢	世帯構成	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
①	20～24歳	単身男性	252.78	250.56	250.51	247.37	247.83	250.11	252.95	254.02
②		単身女性	228.90	225.21	222.82	220.43	222.52	224.81	227.46	231.16
③	30～34歳	4人世帯	542.05	538.57	529.21	528.24	534.80	549.33	553.43	556.55
3A		正規共働き4人世帯	693.27	684.32	670.61	668.45	674.53	687.17	681.47	681.12
3B		パート共働き4人世帯	520.60	517.98	502.31	501.27	504.17	512.97	511.78	511.59
3C		片働き4人世帯	408.04	403.05	392.61	391.22	395.69	402.43	402.53	400.81
④	40～44歳	4人世帯	637.54	627.94	610.84	601.41	608.14	614.73	614.51	621.58
4A		正規共働き4人世帯	812.46	797.19	776.30	765.24	773.92	774.96	766.13	765.81
4B		パート共働き4人世帯	615.92	603.36	586.28	573.46	575.64	580.29	575.72	582.43
4C		片働き4人世帯	506.23	492.16	479.78	468.96	470.82	472.48	467.32	466.91
⑤	50～54歳	4人世帯	675.10	681.28	668.84	668.49	679.39	678.85	678.52	682.45
5A		正規共働き4人世帯	839.98	845.47	833.15	830.50	845.81	843.55	837.18	838.04
5B		パート共働き4人世帯	650.59	657.21	643.23	640.17	648.44	643.38	641.99	646.88
5C		片働き4人世帯	539.44	546.17	533.56	531.29	539.10	533.55	532.01	531.71

(出所)大和総研推計

図表6 モデル世帯別の実質可処分所得の推移(2011年=100とした指数)

ケース	年齢	世帯構成	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
①	20～24歳	単身男性	100.0	99.1	99.1	97.9	98.0	98.9	100.1	100.5
②		単身女性	100.0	98.4	97.3	96.3	97.2	98.2	99.4	101.0
③	30～34歳	4人世帯	100.0	99.4	97.6	97.5	98.7	101.3	102.1	102.7
3A		正規共働き4人世帯	100.0	98.7	96.7	96.4	97.3	99.1	98.3	98.2
3B		パート共働き4人世帯	100.0	99.5	96.5	96.3	96.8	98.5	98.3	98.3
3C		片働き4人世帯	100.0	98.8	96.2	95.9	97.0	98.6	98.6	98.2
④	40～44歳	4人世帯	100.0	98.5	95.8	94.3	95.4	96.4	96.4	97.5
4A		正規共働き4人世帯	100.0	98.1	95.5	94.2	95.3	95.4	94.3	94.3
4B		パート共働き4人世帯	100.0	98.0	95.2	93.1	93.5	94.2	93.5	94.6
4C		片働き4人世帯	100.0	97.2	94.8	92.6	93.0	93.3	92.3	92.2
⑤	50～54歳	4人世帯	100.0	100.9	99.1	99.0	100.6	100.6	100.5	101.1
5A		正規共働き4人世帯	100.0	100.7	99.2	98.9	100.7	100.4	99.7	99.8
5B		パート共働き4人世帯	100.0	101.0	98.9	98.4	99.7	98.9	98.7	99.4
5C		片働き4人世帯	100.0	101.2	98.9	98.5	99.9	98.9	98.6	98.6

(出所)大和総研推計

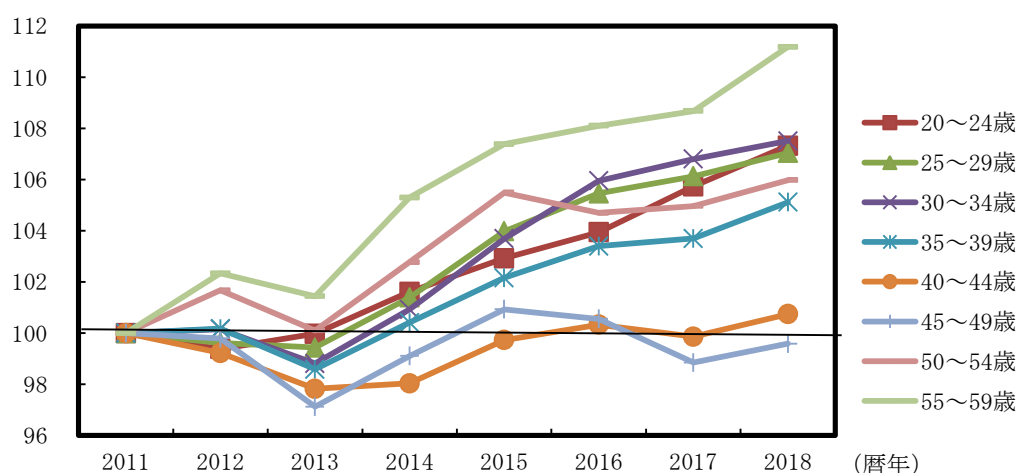
2. 賃金・就業率の動向

実質可処分所得の説明要因となる賃金と就業率について、試算の対象に含まれていない年齢階級も含め、動向を解説する。

男性は若手とシニアが賃金上昇、40代は伸び悩み

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による2011年から2018年までの男性・一般労働者の平均年収の動向は、次の図表7に示される。2011年から2013年までの賃金の動きは年齢階級によりまちまちであったが、2013年から2018年にかけては増加傾向が見られる。

図表7 男性・一般労働者の年齢階級別の平均年収の推移(2011年=100)



(注) 年収 = 「きまって支給する現金給与額(月額) × 12 + 年間賞与その他特別給与額」
 (出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに大和総研作成

もともと、年齢階級別に見ると40代とそれ以外の年代で平均年収の変化ははっきりと分かれている。2011年から2018年にかけて、20代・30代・50代では5.1%～11.2%増加している一方、40～44歳では0.7%の微増にとどまり、45～49歳では0.4%減少している。

平均年収の伸びが最も大きいのは55～59歳(+11.2%)の退職間近のシニア層であり、30～34歳(+7.5%)・20～24歳(+7.3%)の若手が続く。若手層の平均年収の増加は、人材確保のため初任給の引上げが行われていることや、「子育て世代」への支援を意識した賃上げを行う企業が見られることなどが一因と考えられる。

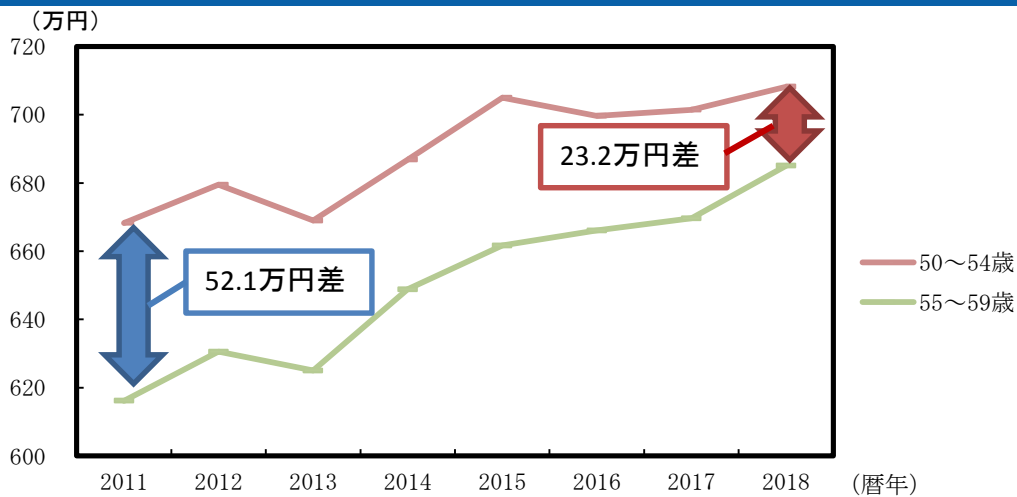
55歳を超えても年収が下がらなくなった

シニア層における平均年収の増加は、好業績を挙げた企業において管理職により多く賞与等が配分されていることや、定年延長等を見据えて企業が50歳以後の賃金をフラットにしてきていることなどが一因と考えられる。

50～54歳と55～59歳について平均年収の推移を実額で示したものが図表8である。

これまで、55歳を超えると役職定年等によって平均年収が下がることが一般的であり、2011年時点では50～54歳と55～59歳の平均年収には52.1万円の差があった。しかし、55～59歳の平均年収は50～54歳よりも高い比率で伸び、2018年時点では平均年収の差は23.2万円まで縮小している。マクロ統計で見る限り、55歳を超えても賃金が下がらなくなっている。

図表8 男性・一般労働者の年齢階級別の平均年収の推移(実額)

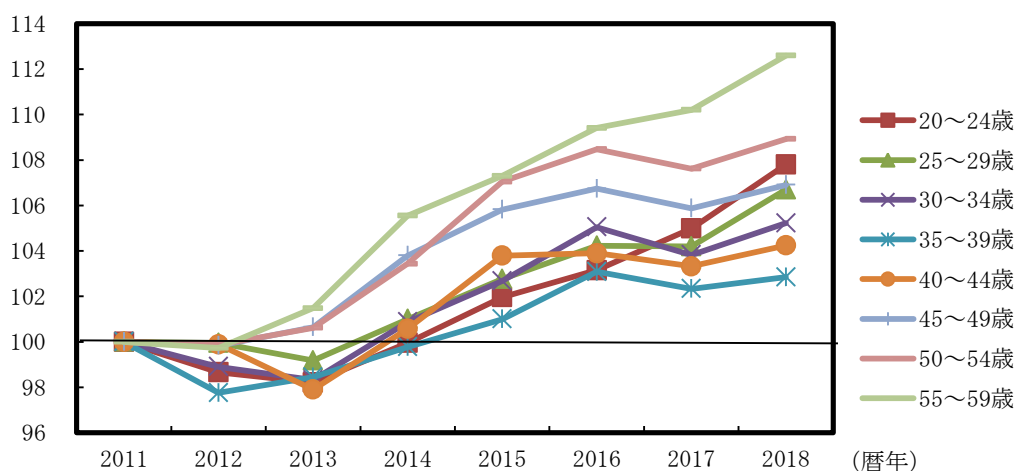


(注) 年収＝「きまって支給する現金給与額(月額)×12+年間賞与その他特別給与額」
(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに大和総研作成

女性・一般労働者はどの年齢も賃金上昇

女性・一般労働者の平均年収は、男性と異なり、2011年から2018年にかけてどの年齢階級でも増加している。

図表9 女性・一般労働者の年齢階級別の平均年収の推移(2011年=100)



(注) 年収＝「きまって支給する現金給与額(月額)×12+年間賞与その他特別給与額」
(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに大和総研作成

35～39 歳女性の平均年収の伸びが鈍いのは労働時間要因

2011 年から 2018 年にかけての平均年収の伸び率を年齢階級別に比較すると、女性も男性と同様に、若手と退職間近のシニア層が高い伸びを示している。他方、女性の中で最も平均年収の伸び率が低いのは 35～39 歳 (+2.8%) であり、同年齢の男性の平均年収が 5.1%増加しているのと対照的である。

この違いは、男女で平均労働時間の変化が異なることが主な要因となっている。2011 年から 2018 年にかけて、35～39 歳の男性は労働時間が 0.5%増加しているのに対し、女性は 1.2%減少している。平均年収を平均労働時間で割った 1 時間あたり賃金で見ると、女性の増加率(+4.1%) は男性の増加率 (+4.6%) とほぼ違いがなくなる (図表 10)。

図表 10 男女別の 35 歳～39 歳・一般労働者の平均年収の変動要因

	男性			女性		
	2011年	2018年	変化率	2011年	2018年	変化率
平均年収 (万円)	525.8	552.8	5.1%	383.6	394.6	2.8%
平均労働時間 (年換算・時間)	2,220	2,232	0.5%	2,052	2,028	-1.2%
1時間あたり賃金 (円)	2,369	2,476	4.6%	1,870	1,946	4.1%

(注) 年収 = 「きまって支給する現金給与額 (月額) × 12 + 年間賞与その他特別給与額」

(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに大和総研作成

35～39 歳はライフステージとして、子が未就学または小学校低学年の者が多いものと考えられる。35～39 歳において、男性の労働時間が伸び女性の労働時間が短くなっていることは、結婚・出産を経ても正社員として働く女性が増加してはいるものの、育児の分担が女性 (妻) に偏っていることが一因と考えられる。

高齢のパート女性は「壁」を超えて働いている？

女性の短時間労働者 (非正社員に限る⁵⁾) の平均年収等の動向は、図表 11 に示される。

図表 11 女性・短時間労働者 (非正社員に限る) の年齢階級別の平均年収等の動向

年齢 (歳)		25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59
2018年の平均年収 (万円)		119.0	120.8	121.2	119.6	122.6	125.8	124.1
2011年～ 2018年の 変化率	平均年収	2.7%	2.8%	6.0%	5.1%	6.9%	7.9%	9.6%
	平均労働時間	-6.5%	-4.7%	-4.0%	-4.9%	-3.1%	-3.5%	-2.3%
	平均時給	9.9%	7.8%	10.4%	10.6%	10.3%	11.8%	12.2%

(注) 年収 = 「実労働日数 (月あたり) × 12 × 1 日あたり所定内実労働時間数 × 1 時間あたり所定内給与額」

(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに大和総研作成

⁵ 「賃金構造基本統計調査」における短時間労働者の中には、少数ながら育児のための短時間勤務を行っている正社員が含まれている。前回レポートでは短時間労働者について、正社員と非正社員を分けていなかったが、賃金の特徴が大きく異なるため、本レポートでは非正社員に限って分析している。

2011年から2018年までの平均年収の変化を分解してみると、平均時給は7.8%~12.2%上昇しているが、平均労働時間は2.3%~6.5%減少している。このため、平均年収の伸びは時給の伸びよりも小さい2.7%~9.6%増にとどまっている。

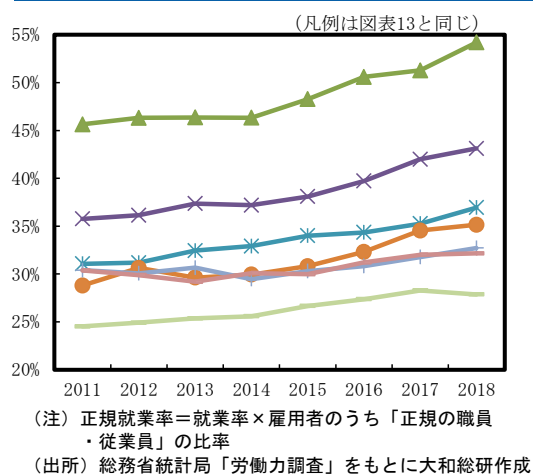
平均時給が増加する中で平均労働時間が減少している一因には、103万円や130万円を超えると、(世帯の)手取り年収が減少する「103万円の壁」や「130万円の壁」を前にした就業調整が行われていることが考えられる。

ただし、年齢階級別に見ると、高齢のパート女性ほど2011年から2018年にかけての平均労働時間の減少率が小さく、平均年収の伸びが高い傾向が見られる。すなわち、高齢のパート女性ほど就業調整を行っていないものと考えられる。その理由としては、高齢であればあるほど年金の支給開始年齢が近く、保険料の支払いと受給できる年金額の増加を結び付けやすいため、社会保険への加入をメリットに感じている可能性がある。

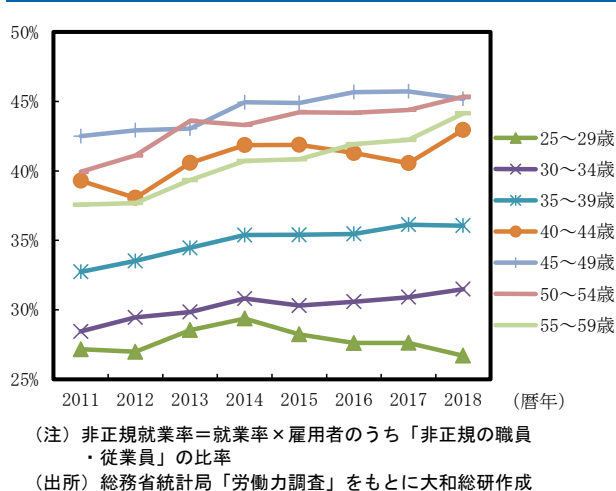
女性就業率上昇は34歳以下では正規が中心、45歳以上では非正規が中心

総務省統計局「労働力調査」による女性の就業率は、2011年から2018年にかけてほとんどの年齢階級で上昇傾向にある。ただし、正規・非正規別に見ると、年齢階級により若干傾向が異なる⁶。

図表12 女性の年齢階級別正規就業率の推移



図表13 女性の年齢階級別非正規就業率の推移



図表12・図表13は各年齢階級の女性就業率について、正規雇用と非正規雇用に分けて見たものである。

25歳~29歳においては2014年以後正規就業率が大きく上昇している一方で、非正規就業率は逆に低下している。これは、非正規雇用から正規雇用への転換が起きていたり、景気回復を反映して新卒後に正規の職に就ける女性の割合が上がっていたりすることが一因と考えられる。

30歳以上では正規就業率と非正規就業率のいずれも上昇傾向にあるが、より若い年代ほど正

⁶ 20歳~24歳については、学生のアルバイト等が多く含まれるため、ここでは25歳以上について分析した。

規就業率の伸びが大きく、非正規就業率の伸びが小さい傾向にある。

30～44歳において正規就業率の伸びが大きいことは、一度正規の職に就いた者につき、結婚・出産を経ても正規雇用のまま継続して就業できるようになってきたことが一因と考えられる。

2014年4月から育児休業給付金の支給率（休業前賃金に対する比率）が、当初180日について50%から67%に引き上げられたことや、2011年度から2018年度にかけて保育所等の定員が約60万人拡大されたことなど⁷が、女性の就業継続に結びついているのだろう。

他方、45歳以上での正規就業率の伸び悩みは、そもそも正規雇用での就業を希望していない者の割合が若い年代より高い可能性もあるが、ひとたび結婚・出産等により退職した後の正規雇用での再就職が難しいためである可能性も考えられる⁸。政府は、2018年1月に結婚・出産等により退職した者が教育訓練を受ける際に給付金を受けられる制度を導入しており⁹、この制度が45歳以上の女性の正規就業率を伸ばすことができるかが今後注目すべき点であろう。

3. ケース①20～24歳単身男性・ケース②20～24歳単身女性

ケース①20～24歳単身男性・ケース②20～24歳単身女性の実質可処分所得の試算結果は、図表14・図表15に示される。

図表14 ケース①20歳～24歳単身男性の実質可処分所得の推計結果(単位:万円)

暦年	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
実質可処分所得	252.78	250.56	250.51	247.37	247.83	250.11	252.95	254.02	
指数(2011年=100)	100.0	99.1	99.1	97.9	98.0	98.9	100.1	100.5	
2011年比の差額		-2.22	-2.27	-5.42	-4.96	-2.68	0.17	1.24	
差額内訳	名目賃金		-1.94	-0.09	5.05	9.16	12.36	17.98	22.95
	社会保険料		-0.71	-1.59	-2.87	-4.02	-4.78	-5.72	-6.52
	消費税		0.00	0.00	-4.13	-5.57	-5.61	-5.70	-7.05
	物価変動(消費税除く)		0.26	-0.78	-3.55	-4.34	-4.10	-5.55	-6.86
	その他		0.17	0.20	0.09	-0.19	-0.54	-0.84	-1.28

(出所)大和総研推計

図表15 ケース②20歳～24歳単身女性の実質可処分所得の推計結果(単位:万円)

暦年	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
実質可処分所得	228.90	225.21	222.82	220.43	222.52	224.81	227.46	231.16	
指数(2011年=100)	100.0	98.4	97.3	96.3	97.2	98.2	99.4	101.0	
2011年比の差額		-3.69	-6.08	-8.47	-6.38	-4.08	-1.44	2.26	
差額内訳	名目賃金		-3.78	-5.05	-0.13	5.57	8.92	14.11	22.07
	社会保険料		-0.36	-0.73	-1.92	-3.23	-3.99	-4.85	-6.07
	消費税		0.00	0.00	-3.68	-5.00	-5.05	-5.13	-6.42
	物価変動(消費税除く)		0.23	-0.70	-3.16	-3.89	-3.68	-4.99	-6.24
	その他		0.21	0.40	0.42	0.17	-0.28	-0.58	-1.08

(出所)大和総研推計

⁷ 厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ(平成30年4月1日)」(平成29年9月7日公表)による。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000350592.pdf>

⁸ 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」(2015年)によると、2010～2014年に第1子を出産した有職女性(2017時点の30代が中心と考えられる)は出産後53.1%が就業継続しているが、1995～1999年に第1子を出産した有職女性(2017年時点の45歳以上が中心と考えられる)は61.9%が出産退職している。

⁹ 教育訓練給付金制度の改正により導入された。詳細は、菅原佑香「リカレント教育で目指す女性の再就職支援」(2017年9月8日発表、大和総研レポート)を参照。

https://www.dir.co.jp/report/research/policy-analysis/human-society/20170908_012280.html

単身世帯において、実質可処分所得を減少させる要因は、男女とも、主に、社会保険料の増加、消費税率の引上げ、(消費税以外の要因での)物価上昇の3点であり、2018年と2011年を比較するとこの3つの要因がほぼ同額ずつ実質可処分所得を押し下げている。

ケース①・ケース②ともに、2011年から2014年にかけてはこれら3点の負担増加により実質可処分所得が減少したが、2015年以後は名目賃金の増加ペースがこれら3点の負担増加ペースを上回り、実質可処分所得が増加した。

2018年時点の実質可処分所得は、ケース①(男性)では2011年比+0.5%、ケース②(女性)では同+1.0%といずれも2011年の水準を上回っている。

2017年までは女性より男性の方が賃金上昇率が高かったが、2018年は女性の賃金が単年で2.7%も上昇した(男性は+1.5%)ため、2011年から2018年までの累積での賃金上昇率は逆転し、女性(+7.8%)の方が男性(+7.3%)より高くなった。

4. ケース③30～34歳4人世帯(子ども4歳・1歳)

ケース③30～34歳4人世帯の実質可処分所得の試算結果は、図表16に示される。

暦年	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
実質可処分所得	542.05	538.57	529.21	528.24	534.80	549.33	553.43	556.55	
指数(2011年=100)	100.0	99.4	97.6	97.5	98.7	101.3	102.1	102.7	
2011年比の差額		-3.48	-12.84	-13.82	-7.25	7.28	11.38	14.50	
差額内訳	名目賃金の増加(夫分)		0.71	-5.47	4.24	16.97	27.38	31.26	34.51
	名目賃金の増加(妻分)		1.90	4.50	9.51	14.45	25.06	32.26	39.46
	子ども手当関係		-4.75	-7.50	-7.50	-7.50	-7.50	-7.50	-7.50
	社会保険料		-1.70	-1.92	-4.82	-8.09	-10.70	-11.36	-12.33
	消費税		0.00	0.00	-8.82	-12.01	-12.33	-12.48	-15.45
	物価上昇(消費税除く)		0.56	-1.65	-7.58	-9.36	-9.00	-12.13	-15.03
	その他		-0.20	-0.79	1.15	-1.72	-5.62	-8.68	-9.15

(出所)大和総研推計

ケース③における実質可処分所得の減少要因は、社会保険料の増加、消費税率の引上げ、(消費税以外の要因での)物価上昇のほかに、子ども手当関係の負担増が加わる。もっとも、子ども手当が新たな児童手当に改組される際に3歳未満の手当については増額されているため(月1.3万円/人⇒月1.5万円/人)、後述するケース④と比べて相対的な負担増の金額は少ない。

ケース③では2018年の実質可処分所得が2011年と比べ2.7%増加しているが、これは夫婦とも年30万円超の賃金増加があったためである。妻分の名目賃金の増加分は39.46万円と夫分の名目賃金の増加分の34.51万円より大きい。これは、妻の分の名目賃金の増加には、就業率の上昇および正社員比率の上昇も貢献しているためである。

なお、ケース③における2011年～2017年の各年の実質可処分所得の水準は前回レポートと若干異なるが、これはパート女性につき参照する賃金額を変更したためである(詳しくは、3ページ図表2の注1および9ページ脚注5を参照。以下、ケース④とケース⑤においても同じ)。

5. ケース④40～44歳4人世帯（子ども12歳・9歳）

ケース④40～44歳4人世帯の実質可処分所得の試算結果は、図表17に示される。

暦年	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
実質可処分所得	637.54	627.94	610.84	601.41	608.14	614.73	614.51	621.58	
指数(2011年=100)	100.0	98.5	95.8	94.3	95.4	96.4	96.4	97.5	
2011年比の差額		-9.60	-26.71	-36.13	-29.40	-22.82	-23.03	-15.97	
差額内訳	名目賃金の増加(夫分)		-4.64	-13.02	-11.76	-1.60	1.97	-0.82	4.46
	名目賃金の増加(妻分)		6.45	1.17	7.34	15.22	22.31	30.69	37.61
	子ども手当関係		-9.25	-12.00	-12.00	-12.00	-12.00	-12.00	-12.00
	社会保険料		-1.69	-1.52	-3.92	-7.03	-8.24	-8.30	-9.29
	消費税		0.00	0.00	-10.05	-13.66	-13.80	-13.85	-17.26
	物価上昇(消費税除く)		0.65	-1.91	-8.63	-10.64	-10.07	-13.47	-16.78
	その他		-1.12	0.57	2.88	0.31	-2.98	-5.27	-2.70

(出所)大和総研推計

ケース④においては、2018年時点の実質可処分所得が2011年と比べ2.5%減少している。ボトムは2014年時点(2011年比5.7%減)よりは回復してきているものの、消費税増税等による負担増を賄いきれていない。

その要因としては、40代の男性(夫)の賃金が伸び悩んでいることが挙げられる。ケース③とケース⑤では2011年から2018年にかけての夫分の名目賃金の増加が30万円以上あるのに対し、ケース④では4.46万円にとどまっている。

ケース④では、子どもの年齢を12歳・9歳と設定したため(3歳未満加算の対象とならないため)、子ども手当から新しい児童手当への制度改正で手当が純減している(月1.3万円/人⇒月1万円/人)ことも、実質可処分所得の下押し要因となっている。

他方、40代の女性(妻)の平均年収は就業率の上昇および正社員比率の上昇も相まって伸びており、妻分の平均年収の増加がケース④の実質可処分所得を下支えしている。

6. ケース⑤50～54歳4人世帯（子ども20歳・17歳）

ケース⑤50～54歳4人世帯の実質可処分所得の試算結果は、図表18に示される。

暦年	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
実質可処分所得	675.10	681.28	668.84	668.49	679.39	678.85	678.52	682.45	
指数(2011年=100)	100.0	100.9	99.1	99.0	100.6	100.6	100.5	101.1	
2011年比の差額		6.18	-6.26	-6.61	4.30	3.75	3.42	7.35	
差額内訳	名目賃金の増加(夫分)		11.20	0.69	18.54	36.70	31.41	33.18	39.94
	名目賃金の増加(妻分)		-0.72	-0.35	7.22	12.80	19.99	23.11	28.54
	高校無償化関係		-0.70	-1.20	-1.20	-1.20	-1.20	-1.20	-1.20
	社会保険料		-4.18	-4.33	-9.46	-13.92	-14.12	-14.81	-16.05
	消費税		0.00	0.00	-11.17	-15.26	-15.24	-15.30	-18.95
	物価上昇(消費税除く)		0.71	-2.09	-9.59	-11.89	-11.13	-14.88	-18.43
	その他		-0.12	1.02	-0.95	-2.93	-5.96	-6.68	-6.50

(出所)大和総研推計

ケース⑤における 2018 年の実質可処分所得は 2011 年比で 1.1%増加している。

実質可処分所得の増加要因としては、夫分の名目賃金の増加 (+39.94 万円) より妻分の名目賃金の増加 (+28.54 万円) の方が小さい。ケース⑤において、妻分の名目賃金の増加額が相対的に少ないのは、50～54 歳の女性の就業率の増加分のうちの過半が非正規雇用の増加によるものとなっていることが一因と考えられる（前掲図表 12・図表 13 参照）。

ケース⑤における実質可処分所得の下押し要因としては、高校無償化に後れて特定扶養控除が縮小されたことが特筆される。

【以上】